



2026年4月10日

各位

会社名 サンメッセ株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 信 康
社長執行役員
(コード番号：7883 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 由良 直 之
管理本部長兼総務部長
(TEL：0584-81-9111)

第三者割当てによる自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、第三者割当てによる自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年5月20日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 10,100株（注）
(3) 処分価額	1株につき363円
(4) 処分総額	3,666,300円（注）
(5) 処分方法（処分予定先）	第三者割当ての方法による （サンメッセ従業員持株会（以下、「本持株会」という。））

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、「従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）」（以下、「本スキーム」という。）に同意する本持株会の会員資格のある当社及び当社子会社の従業員（以下、「対象従業員」という。）の数に応じたものとなります。「処分する株式の数」及び「処分総額」につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の当社取締役会において、従業員が当社が発行する普通株式（以下、「当社株式」という。）の保有を通じて資産形成を成し、勤労意欲を向上させるとの考えのもと、勤続10年、20年、30年、40年を迎えた従業員に対し、本持株会を通じて当社が発行又は処分する当社株式を取得する機会を提供することにより、資産形成の一助とすること及び経営への参画意識の向上を図ることを目的として、当社株式の割当てのための特別奨励金（以下、「本特別奨励金」という。）を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社株式を割り当てる本スキームの導入を決議いたしました。本スキームに基づき、本日開催の当社取締役会において、現在当社が保有する自己株式2,292,342株（2026年3月31日現在）のうち10,100株（約366万円相当）を本持株会へ処分することを決議しました。

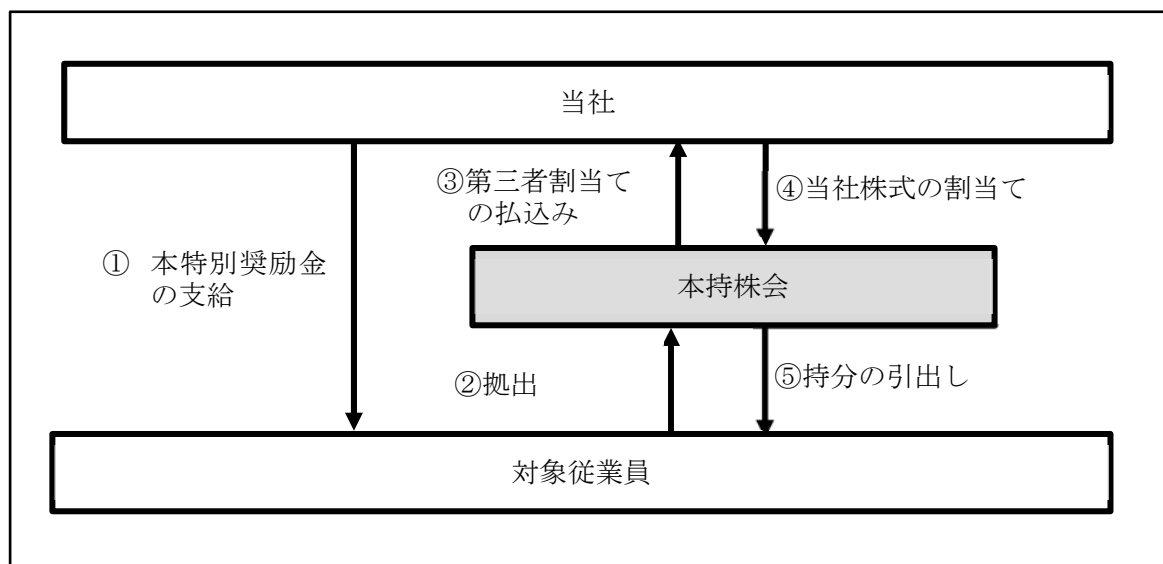
本スキームは、対象従業員に対し本特別奨励金を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社株式を割り当てるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の（注）に記載のとおり、最大 10,100 株を本持株会へ処分する予定です。

なお、希薄化の規模は、2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 17,825,050 株に対する割合は 0.06%、2026 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 155,269 個に対する割合は 0.07%（いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入する。）と軽微であるため、本スキームの目的に照らして合理的であると考えております。

3. 本スキームの概要

本スキームにおいては、当社及び当社子会社から本持株会に加入する対象従業員に対し、本特別奨励金を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を取り纏め、当社に対して払込みをすることにより、本持株会は当社株式の処分を受けることとなります。

本スキームの仕組みは以下のとおりです。



※当社子会社は記載を省略しています。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026 年 4 月 9 日）の東京証券取引所における当社株式の終値である 363 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間（2026 年 3 月 10 日から 2026 年 4 月 9 日まで）の終値単純平均値である 367 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は-1.09%（小数点以下第 3 位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同直前営業日までの 3 か月間（2026 年 1 月 13 日から 2026 年 4 月 9 日まで）の終値単純平均値である 367 円からの乖離率は-1.09%、及び同直前営業日までの 6 か月間（2025 年 10 月 10 日から 2026 年 4 月 9 日まで）の終値単純平均値である 361 円からの乖離率は 0.55%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

当社の監査等委員会（監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）全員）は、上記払込金額について、本自己株処分が本スキームの導入を目的としていること及び払込金額が本自己株処分に係る当社取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値であることに鑑み、処分先である本持株会に特に有利な払込金額には該当せず、当社の判断過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上